

## 川辺町空家解体支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）及び川辺町空家等対策計画の趣旨に則り、町民の安全で安心な生活及び良好な景観の確保を図るため、町内に存する空家の解体撤去を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、川辺町補助金等交付規則（平成 29 年川辺町規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象空家)

第2条 補助金交付の対象となる空家（以下「対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物及びこれに附属する工作物等（以下「建築物等」という。）であって、同一敷地内にあるすべての建築物等を、概ね 1 年以上居住していない又は使用していないもの
- (2) 別表「老朽度評定基準表」により、老朽危険空家と判断されたもの
- (3) 所有権以外の権利が存しないもの。ただし、所有権以外の権利の権利者が建築物の解体等に同意している場合も同様とする。

2 老朽危険空家と判断された建築物等以外の建築物等（以下「当該建築物」という。）が同一敷地内にある場合は、当該建築物も含めて対象空家とすることができる。ただし、町長が当該建築物の解体撤去の必要がないと認めたときはこの限りでない。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象空家又は対象空家の存する土地の所有者で、登記事項証明書等で所有者として確認できること。ただし、対象空家又は対象空家の存する土地の登記簿等の共有者又は所有者死亡による相続人が複数いる場合は、その代表者とする。
- (2) 川辺町暴力団排除条例（平成 24 年川辺町条例第 11 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (3) 町税等に滞納がないこと。

2 前項第 1 号に規定する対象空家の存する土地の所有者が、対象空家の解体撤去を実施する場合は、対象空家の所有者等の同意を得なければ補助対象者となれない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、対象空家の解体及び撤去等を行う事業で、補助対象者の依頼を受けて事業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項に規定する岐阜県知事の登録を受けた解体工事業者）が施工するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象事業としない。

- (1) 対象空家の解体撤去を補助金交付決定の前に着手したもの
- (2) この事業に基づく補助金以外の補助金交付を受けようとするもの
- (3) 対象空家の解体撤去が公共事業による補償対象となっているもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象空家の解体撤去に係る工事費及び廃材等の運搬並びに処分に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に、3分の1を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象となる対象空家に対して1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、川辺町空家解体支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図
- (2) 現況写真
- (3) 工事の見積書
- (4) 工事の工程表
- (5) 登記事項証明書（建物及び土地）又はその他所有者として確認できる書類
- (6) 補助対象者以外の共有者又は相続人全員の同意書（様式第2号、様式第3号）
- (7) 所有権以外の権利の権利者の同意書（様式第4号）
- (8) 解体撤去した跡地について、管理者を定め、雑草の繁茂や不法投棄の誘発を生じさせない旨の確約書（様式第5号）
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(補助金交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、川辺町空家解体支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、補助対象者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助金交付決定後、速やかに事業に着手するとともに、当該年度内に対象事業を完了しなければならない。

(完了報告)

第9条 交付決定者は、対象事業が完了したときは、速やかに川辺町空家解体支援事業補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の領収書の写し
- (2) 工事の状況写真
- (3) 解体に係る廃材等の処分の証明書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、川辺町空家解体支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第11条 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに川辺町空家解体支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は補助金を返還させる場合は、その旨を川辺町空家解体支援事業補助金取消等通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。